

## 児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案

児童福祉法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち児童福祉法第一章中第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定のうち第三条の二中「児童の保護者」の下に「及び妊産婦」を加え、同条ただし書中「保護者」の下に「並びに妊産婦」を加える。

第一条のうち児童福祉法第二十一条の十の次に一条を加える改正規定のうち第二十一条の十の五第一項中「医師」の下に「、歯科医師」を加える。

第二条のうち児童福祉法第十一条第一項第二号に次のように加える改正規定のうちト中「関する者」の下に「（特定妊婦を含む。）」を加える。

第二条のうち児童福祉法第十二条第二項の改正規定中「改める」を「改め、同条に次の一項を加える」に改める。

第二条中児童福祉法第十三条第三項第五号を同項第六号とする改正規定の前に次のように加える。

児童相談所は、前条第一項第二号へ(4)及びトに掲げる業務に関し、当該業務に必要な情報を共有する

こと等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

第六条のうち児童虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び第七項の改正規定中「及び第七項」を削り、「改める」を「改め、同条第二項中「医師」の下に「、歯科医師」を加え、同条第七項中「良好な家庭的環境」を「家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）」に改める」に改める。

第六条中児童虐待の防止等に関する法律第六条第二項の改正規定の前に次のように加える。

第五条第一項中「医師」の下に「、歯科医師」を加える。

第六条のうち児童虐待の防止等に関する法律第十三条の三の改正規定中「医師」の下に「、歯科医師」を加える。